

文書分類記号
H 1 2 1 2
保存年限

平成 21 年 10 月 6 日

各県立学校長 様

指導 第二課長  
特別支援教育室長

臨時休業に伴う教務関係の扱いについて（通知）

このことについては別紙のとおりとしますので、適正に取り扱ってください。

担当 高校教育指導係  
電話 082-513-4994  
担当者 松 島

担当 特別支援教育指導係  
電話 082-513-4982  
担当者 阿 部

## 臨時休業に伴う教務関係の扱いについて

学校保健安全法第20条の規定による臨時休業を行う場合の教務関係の扱いについては、次のとおりとする。

### 1 授業日数の扱いについて

- ・学校閉鎖、学部閉鎖及び学年閉鎖の場合：中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の「授業日数」は、臨時休業した日数を除くものとする。
- ・学級閉鎖の場合：指導要録の「授業日数」は、臨時休業した日数を除かず、当該学級の児童生徒全員について、指導要録の「出席停止・忌引等の日数」に、学級閉鎖となった日数を記入する。

※ なお、学級閉鎖のあった学級が、長期休業中に授業を実施した場合、この日数は授業日数に加えるものとする。また、指導要録の「出欠の記録」の備考欄に、「インフルエンザによる学級閉鎖（〇日間）に対応するため、長期休業期間を変更して授業を実施」等を記入する。

### 2 臨時休業に伴う授業進度の遅れに係る対応

学校においては、授業日数を確保するよう努めるものとする。ただし、長期になる場合もあることを考慮し、代替の実施及びその日数等については、当該校長が判断することとする。

また、学校においては、学習指導要領に定められた目標等を達成するために授業の工夫を行うものとする。

### 3 出席時数等について配慮をする生徒への対応について

教務規程において、出席時数等を進級等の要件としている学校については、臨時休業によって授業時数が減少したことにより生徒の進級等が不利にならないよう配慮することとする。

### ○学校保健安全法

#### (臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。